
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示**項目 本日の検討の概要**

これまでの検討

1. 金融商品に関する公正価値測定に関するガイダンス及び開示について日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みについては、第 122 回金融商品専門委員会（2017 年 11 月 21 日開催）（以下「専門委員会」という。）及び第 374 回企業会計基準委員会（2017 年 12 月 5 日開催）より検討を開始し、第 381 回企業会計基準委員会（2018 年 3 月 26 日開催）において、金融商品の時価のガイダンス及び開示に関して、国際的な会計基準との整合を図る取組みに着手する旨が確認されている。
2. その後、第 126 回専門委員会及び第 383 回企業会計基準委員会より検討を行っている。

本日の検討事項

3. 本日は、これまでの審議を踏まえ、以下の公開草案の公表の承認に関するご審議を頂きたい。なお、第 399 回企業会計基準委員会以降に行った修正は、参考資料としている修正履歴付の資料をご参照いただきたい。

- (1) 時価の定義及びガイダンスに関する会計基準の文案（審議事項(1)-2）
- (2) 時価の定義及びガイダンスに関する適用指針の文案（審議事項(1)-3）
- (3) 金融商品に関する会計基準改正案（審議事項(1)-4）
- (4) 金融商品の時価等の開示に関する適用指針の改正案（審議事項(1)-5）
- (5) 金融商品の時価等の開示に関する適用指針の改正案（開示例）（審議事項(1)-6）
- (6) 棚卸資産会計基準の改正案（審議事項(1)-7）
- (7) 四半期財務諸表適用指針の改正案（審議事項(1)-8）

また、コメントの募集及び公開草案の概要の文案（審議事項(1)-9）についてご審議頂き、日本公認会計士協会の実務指針等の改正依頼文案（審議事項(1)-10）については、この内容にて日本公認会計士協会に改正の依頼を行うことをご審議頂きたい。

なお、第 139 回金融商品専門委員会及び第 399 回企業会計基準委員会で聞かれた意

見は審議(1)-11に記載している。

以 上